

雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令
案要綱（案）

第一 雇用対策法施行令の一部改正

外国人雇用状況の通知は、新たに外国人を雇い入れた場合にあつては当該事実のあつた日の属する月の翌月十日までに、その雇用する外国人が離職した場合にあつては当該事実のあつた日の翌日から起算して十日以内に、厚生労働大臣が定める様式により行うものとする。

第二 関係政令の整備

その他関係政令について、所要の規定の整備を行うこと。

第三 その他

一 施行期日

この政令は、雇用対策法及び地域雇用開発促進法の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年八月四日）から施行するものとする。ただし、第一については、平成十九年十月一日から施行するものとする。

二 経過措置

この政令の施行に関し必要となる経過措置を定めること。